

各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 坂 田 喜 信

「テールゲートリフター特別教育（学科）」の開催について（ご案内）

労働安全衛生規則等の一部が改正され、労働安全衛生法第 59 条第 3 項・労働安全衛生規則 第 36 条第 5 号の 4 により、「テールゲートリフターの操作の業務（当該貨物自動車に荷を積む作業又は当該貨物自動車から 荷を卸す作業を伴うものに限る。）」が令和 6 年 2 月 1 日から特別教育の対象となりました。

特別教育は、学科 4 時間及び実技 2 時間を行うものとなっており、大阪府支部では、**自社内で教育をすることが難しい事業場のために学科教育 4 時間のみ特別教育を実施します。**

なお、受講終了者には、**学科教育受講証明書**を交付いたします。

実技教育は、社内等でテールゲートリフターを使用して、テールゲートリフターの操作方法について 2 時間の教育を行ってください。

1. 日 時

①	令和 6 年 10 月 16 日 (水)	12 : 50~17 : 00
②	令和 6 年 11 月 22 日 (金)	12 : 50~17 : 00

※ 12 時 20 分より受付開始

2. 場 所

大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601 号室
大阪市城東区鳴野西 2 丁目 11 番 2 号

3. 講習内容

テールゲートリフターに関する知識	1. 5 時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	2. 0 時間
関係法令	0. 5 時間

4. 受講料 **陸災防会員：8,800 円**(テキスト代、消費税込)・**非会員：11,000 円**(テキスト代、消費税込)**(大阪府トラック協会より、一人につき 4,400 円の助成があります)****※ 助成対象は、大阪府下の緑ナンバー事業者に限ります。**

5. 受講手続

「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAX (06-6965-1903) でお申込み下さい。
⇒「受講申込書」受領後、貴社宛てに**受講票および請求書**を FAX いたします。

6. 送金手続

受講票確認後に受講料を送金ください。

※ **入金〆切日 (開催日の 2 週間前)** は請求書に記載しております。

※ 金融機関への振込依頼書・払込受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

- ※ なお、受講料については、いかなる理由であっても返金いたしませんので、ご注意ください。
- ※ 定員（100名）に達し次第、締切りとなります。

7. 本講習に関するお問合せ先 **陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部**
電話 06-6965-4035

「テールゲートリフター特別教育（学科）」

受講申込書（助成申請書）

★ 受講希望日に○印をつけてください → 10/16(水) ・ 11/22(金)

事業者名 _____ 電話 _____

担当者名 _____ FAX _____

下記のとおり受講申し込みをいたします。

※ 尚、4名以上受講される場合には、この用紙をコピーしてお申し込み願います。

受講者名	役職名	分会(大ト協支部)名
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		
(ふりがな)		

※ 尚、当協会のホームページからも申込書をダウンロードすることができます。

陸災防大阪府支部 と入力してここをクリック!

送先 FAX 番号 06-6965-1903